

市報第22号

公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額
の決定の専決処分報告

次の公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和 5 年 11 月 8 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和 5 年 12 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 5,855,301 円
- 2 被 害 者 中区山下町 1 番地
株式会社チェルシーハウス
- 3 事故の概要 令和 5 年 5 月 8 日及び同年 6 月 3 日中区山下町において雨水ますと公共下水道管の接続不備により浸水し、被害者の店舗、商品等を汚損した。

参 考

事件の概要

1 発生日時

令和 5 年 5 月 8 日 午前 9 時 00 分 頃 及 び 同 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分 頃

2 発生場所

中区 山下町 1 番地

3 事故の状況

大雨により事故の発生場所に設置された雨水ますから雨水があふれて被害者の店舗に浸水し、店舗、商品等に損害を与えた。

4 事故の原因

事故の発生場所の雨水ますと接続している公共下水道管の一部を誤って撤去したため、当該雨水ますから公共下水道管に雨水を排出することができなくなったことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
内 装 工 事 費	3,487,000 円
商 品 補 償 費	546,660 円
営 業 補 償 費	1,744,587 円
諸 経 費	77,054 円
計	5,855,301 円

地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条た

だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項省略)